

「安全保障貿易管理ガイドンス（入門編）第三版（案）」に対する意見

2025 貿情セ調（経提）第6号

2026年 3月14日

[氏名]	一般財団法人 安全保障貿易情報センター 理事・調査研究部長 中野 雅之
連絡担当者	調査研究部 上席主任研究員 千葉 晴夫 主任研究員 井上 智且
<p>1. 第一章 本ガイドンスの目的（P 4）</p> <p>【意見】</p> <p>「我が国を巡る安全保障環境」に、現在進行形であるところの米国・イスラエルとイランの対立による紛争も付け加えるべきではないか。</p> <p>【理由】</p> <p>本ガイドンスの発行時期の安全保障環境もこれからの安全保障貿易管理に大きな影響を及ぼすのであれば、記載しておくべきと考えます。</p>	
<p>2. 第二章 III. 規制の内容 1. 規制の概要 ③一般国（P 7）</p> <p>【意見】</p> <p>イスラエル、イランも追加してはどうか。</p> <p>【理由】</p> <p>あくまで、例示列举でしかないですが、現在進行形の対立の当事国である「ウクライナ」「ロシア」が列举されているのであれば、同じく「イスラエル」「イラン」も明示的に記載しておいてもいいのではないかと思います。</p>	
<p>3. 同 III. 規制の内容 3. キャッチオール規制</p> <p>【意見】</p> <p>①（1）の表の「対象地域」（P 10）</p> <p>グループ A（輸出令別表第3の地域）を除く地域</p> <p>但し、インフォーム要件はグループ Aを含む</p>	



全地域（グループA（輸出令別表第3の地域）を除く。）
但しグループAはインフォーム要件のみは課せられる

②（1）注釈7（P10）

[技術]（経済産業告示第759号）の（改正後の）正規な名称を記載する。

・・・第9条第七号イ及び第八号イの規定により・・・

③（1）参考「・・・おそれの強い貨物例」（P11）（P12）

（令和4年10月7日時点）となっているが、補完規制通達の最新の施行日としてはどうか。

④（1）ポイント（P11）

「一致していたら要注意！」は「一致していたら要許可申請！」とする。

⑤（2）の表の「対象地域」（P13）

グループAも対象地域となっているが、たとえば、輸出令別表第1の16の項の下欄の改正はなく、グループAの扱いについては工夫が必要ではないか。

⑥（2）参考「・・・おそれの強い貨物例」（P14）

（令和3年12月15日時点）となっているが、補完規制通達の最新の施行日としてはどうか。

【理由】

① 輸出令別表第1の下欄の表記に合わせました。

③⑤（時点）は、P9のリスト規制一覧にならって、補完規定通達の最新の施行日がいいと思います。

④ 昨年の通常兵器CAの改正に併せて「明らかガイドライン」が改正され、⑰で大量破壊兵器は「おそれ貨物の懸念分野と一致しないこと（＝要許可申請）と通常兵器は「おそれ貨物の懸念分野（通常兵器）と一致する場合は懸念が払拭されない事項がないこと（＝慎重審査）」と書き分けており、大量破壊兵器の場合は要許可申請とするのがいいように思います。

（P12のシリア向けの場合も同じ。）

なお、「1. 規制の概要」の表上の16項(2)は「16項(1)以外の全品目（食品、木材等を除く）」と記載されているのに対し、「3. キャッチオール規制（2）通常兵器キャッチオール規制」の表上の16項(2)は「リスト規制品目・特定品目以外の全品目（食料品、木材等は除く。）」と記載されているため、表記を統一した方が良いのではないかと。

4. 同 IV. 輸出管理の対象 2. 技術の提供

【意見】

①（1）枠の「技術の提供とは」の*（P14）と（2）の2段落目（P17）下記文末を過去形とする。（このあたりページ表記が乱れています。）

- ・「特定類型に該当する居住者」への提供については、令和4年5月1日から**対象となりました**。
- ・このみなし輸出管理について、令和4年5月1日以降は・・・規制の**対象となりました**。

（あるいは、制度が定着したと思われるのであれば、施行日はあえて記述する必要はないのではないのでしょうか。）

②参考 技術提供に係る規制の概要の「居住者から非居住者に提供することを目的とする取引」の「居住者（自然人のみ）」の「自然人」に「法人ではない個人」という注釈をつけて「居住者（自然人；法人ではない個人）のみ」としてはどうか。

【理由】

①現時点では施行は過去のものとなっています。

②「自然人」は、なじみのない用語であり、わかりやすくしたほうが良いと思います。

5. 同 IV. 輸出管理の対象 2. 技術の提供②（表）の下1行目（P19）

【意見】

誓約書（別添5-1又は5-2）の別添がありません。
単なる添付わすれでしょうか

6. 同 IV. 輸出管理の対象 2. 技術の提供（3）官民対話スキーム（P21）

【意見】

①（P21） 「令和6年10月公布、12月に施行されました。」とあるが、「令和6年10月公付・施行」ではないか。

② (P 2 2) 「・・・具体的な技術は告示(報告告示)で定められています。」と法令集等で用いられている略語を追記する。

③ (P 2 2) 表の「取引の行為類型」の冒頭の「当面は」は削除すべきではないか。

【理由】

① 貿易外省令の改正は、令和6年10月30日公布され、即日施行されています。ただし、重要管理対象技術の告示は令和6年10月30日公布、12月30日から「適用」となっています。

あまり厳密に用語を用いることは、このガイダンスの本意ではないかもしれませんが、一考を要し、表現に工夫が必要であると思います。

② 「告示」を特定するために「略語」を追記するとともに注釈27に正式名称も記述すべきです。なお、別添3「輸出管理用語集」にも追加を提案しています。

③ 現時点では、もはや不要な用語であると思います。

7. 同 V. 輸出/役務取引許可申請 2. 許可申請手続きと提出書類

【意見】

① (1) 個別許可申請①提出書類と申請窓口 (P 2 4)

「チェック」は「3の2項(1)」を例として③では提出書類は「D6」になっているが、その下の記述では「3項(2)～(3)」で、提出書類も「D5」であり、あきらかに不一致である。

② (2) 包括許可 (P 2 5) 「包括許可制度としては、5種類の包括許可があり・・・」は、下の表からすると6種類である。

③ 「また、特定取引においても、」は「また、特定取引(通常兵器キャッチオール規制を含む)においても」とする。

8. 同 VI. 輸出者等遵守基準 (P 2 6)

【意見】

図の(1)と(2)が逆です。

9. 第三章 III. 取引審査 2. 許可を要しない特例 (1) 主な貨物の特例 (P 4 0)

【意見】

①表の少額特例

輸出令第4条第1項第四号は、第五号です。

②少額特例の注記 ※の2番目を次のように修正する。

※ 経済産業大臣からインフォームを受けた場合は、適用されません。

また、輸出令別表第3の地域以外の場合は、大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがある場合には適用されません。

さらに、輸出令別表第3の2の地域（イラク、北朝鮮を除く）の場合は、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合にも、適用されません。

【理由】

②は輸出令第4条第1項第五号の規定に則ったものにする必要があります。

10. 同 III. 取引審査 2. 許可を要しない特例（2）主な技術の特例（P41）

【意見】

①表の左枠「市販のプログラム」を「市販のプログラム等」とする。

②表の右枠

「設計、製造又は使用に係る市販のプログラムに関する取引」を

「① 設計、製造又は使用に係る市販のプログラムに関する取引」とし、（ ）を次のように修正する。

（経済産業大臣からインフォームを受けた場合は、適用されません。

また、技術の提供地等が輸出令別表第3の地域以外の場合は、大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがある場合には適用されません。

さらに、輸出令別表第3の2の地域（イラク、北朝鮮を除く）の場合は、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合にも、適用されません。）

③表の右枠

「設計、製造又は使用に係る市販のプログラムに関する取引」の箇所に②として次を追加する。

「② その他バグ修正等を行ったプログラム、貨物の輸出やプログラムの提供に付随する一定の要件を満たすプログラムの提供の取引等

【理由】

① 貿易外省令第9条第2項第十四号は「市販のプログラム」に限定されるものではありません

るので「等」を追加しました。

② 貿易外省令第9条第2項第十四号イの規定に則ったものにする必要があります。

③ 「①」で追加した「等」の例示を記載しました。

1 1. 第四章 輸出管理体制の構築 2. 輸出管理内部規程（CP）の策定（P47）

【意見】

チェック欄の「包括許可が取得可能になる。（「一般包括許可」は除く。）を「包括許可が取得可能になる。（「一般包括許可」は、その取得にあたり、CPの届出は必須ではない。）と修正する。

【理由】

「一般包括許可は除く。」は、誤解を生じ、その扱いが宙に浮いたものになっていると思われるので、「CPの届出は必須ではない」と明確に記載すべきと考えます。

1 2. 実務マニュアルの例 添付1 III. 出荷についての5

【意見】

通関での事故時にいきなり代表取締役への報告になっているが、中小企業でも輸出管理専門部門（輸出管理統括部門）があると思うので、「専門部門や代表取締役への報告」と記載してはいかがでしょうか？

（一方でガイダンスには、関係法令違反時の対応について細かく説明があるが、出荷管理上での事故対応の記載はありませんが、ガイダンスに通関での事故等の記載はなくて良いでしょうか？）

【理由】

平成6年の大臣通達「（6貿第604号）平成6年6月24日」の3（2）④には「速やかに社内の輸出管理の統括部署に報告される体制を整備すること」とありますので、専門部門への報告も盛り込むべきだと考えます。

1 3. 実務マニュアルの例 添付3 用語集

【意見】

以下の見直しや追加をご検討いただきたい。

① 大量破壊兵器

「核兵器、化学兵器、生物兵器、これらを運搬することができるミサイル（ロケット・

無人航空機を含む) のことを指し、「核兵器等」という場合もある。

②キャッチオール規制

貨物は輸出令別表第1、技術は外為令別表の各々16の項に規定されているが、リスト規制と異なり一定の要件(客観要件、インフォーム要件)を満たした場合に、許可(申請)が必要となる規制

③外国ユーザーリスト

経済産業省が①大量破壊兵器等の開発等への関与が懸念される企業・組織又は②通常兵器の開発等、取引状況等の確認を要する外国団体の情報を掲載し公表しているリスト。改定されるので、最新のものを確認する必要がある。

④役務

本ガイダンスの範囲であるリスト規制、キャッチオール規制において「技術」を指し、貨物(モノ)・・・

⑤輸出令別表第3の地域

26カ国 → 27カ国

⑥報告告示

官民対話スキームでの報告を規定する経済産業省告示

「貿易関係貿易外取引等に関する省令第10条第3項の規定に基づき、重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項」のこと

⑦NACCS

貿易関連の行政手続きと民間業務をオンラインで行うシステムを指す。輸出許可申請等の電子申請もこのシステムで行う。管理・運営は輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(Nippon Automated Cargo And Port Consolidated System, Inc.)による

14. 実務マニュアルの例 添付4 ②用途チェックリスト ③需要者チェックリスト

【意見】

「用途チェックリスト」の最後の2設問は、品目が「16項(1)」「16項(2)」のいずれなのかをあらかじめ確認していることが前提の内容となっていますが、「通常兵器の開発等に用いられるものでなければ、必ずしも「16項(1)」「16項(2)」の確認は不要ですので、その旨がわかる

ように記述してはいかがでしょうか。

例えば、

「通常兵器の開発、製造若しくは使用 (はい・いいえ)」

を上位の設問とし、本設問の回答が「はい」の場合に限っての下位設問として、

「貨物が 16 項(1)で輸出令別表第 3 の国・地域向け以外 (はい・いいえ)」及び

「貨物が 16 項(2)で輸出令別表第 3 の 2 国・地域向け (はい・いいえ)」

を設定することで、上位設問が「いいえ」の場合には、「16 項(1)」「16 項(2)」の確認は不要であることが明確になると思います。

「需要者チェックリスト」の「(2)需要者要件のチェック」の最後の 2 設問 についても、品目が「16 項(1)」「16 項(2)」のいずれなのかをあらかじめ確認 していることが前提の内容となっており、同様に記述してはいかがでしょうか。

【理由】

「①通常兵器の開発等に用いられない場合」、「②通常兵器の開発等を行う又は行った者でない場合」には、「16 項(1)」「16 項(2)」の確認は必須ではないため、これを実施していない輸出者も少なくないと思われます。

これらの設問表記が、①や②のような場合でも、16 項(1)、16 項(2)の確認が必須であるとの誤解が生じないようにするためです。

15. その他

【意見】

- ① URLが随所に引用されていますが、古いものも散見されますので、あらためて見直しをお願いいたします。
- ② 「 」『 』等の箇所、後者の鍵括弧が閉じられて異界箇所がありますので、あらためて見直しをお願いします。
- ③ ページの付け方のあらためて見直してください。重複している箇所があります。
- ④ 図や表においても、一部消えていたり、文字がないなどの箇所があり、あらためて見直してください。
- ⑤ 横長ページ（例えば Power Point で作成し PDF 化）の資料にして欲しい。
そうであれば、説明に使用するページを選択することのみで、そのまま社内でのプレゼン教育に使用することができます。しかも、ペーパーレス化が進む現状において、PC 画面は殆どが

横長ですので、個人で学習するケースにおいても横長ページの資料の方が読み易いと考えます。

PC画面よりも読み易くするよう紙にプリントアウトすることはあり、その場合はA4縦が良いとのご見解かも知れませんが、横長でプリントアウトしても読み易さは大差ないと思います。